

京都市バス利用促進等総合対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱」（平成28年2月29日観観産第690号、以下「国庫交付要綱」という。）に基づき、公共交通機関である路線バスの利用促進を図ることを目的とし、路線バス事業者が本市の区域内を運行する路線バスを対象とした非接触型ＩＣカード方式等のカードにより運賃収受、乗降カウント等を行うシステム（以下「ＩＣカードシステム」という。）及びＧＰＳ等を用いてバスの位置情報を収集し、バス停の表示板等に情報提供するシステム（以下「バスロケーションシステム」という。）を整備する事業に対し交付する京都市バス利用促進等総合対策事業費補助金（以下「市補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 市補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、道路運送法第3条第1項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者で、かつ、本市の区域内において路線バスを運行する事業者とする。

(補助対象事業)

第3条 市補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が本市の区域内をバス路線にＩＣカードシステム、バスロケーションシステムを導入する事業とし、補助金の交付を受けようとする年度において、京都府知事が京都府交通確保対策費補助金交付要綱に基づく補助金（以下「府補助金」という。）を交付する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 市補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業のうち、センターシステム、営業所システム、窓口システム、データ分析システム、車載器等の整備、ＩＣカード（補助対象期間内に利用者に配付されたことが文書等により確認可能なものに限る。）の購入等に対し、京都府知事が府補助金の交付の対象として認めた経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費を控除した経費とする。

- (1) 本市の区域外を運行するバス路線に係る経費
- (2) 自社専用システムに係る機器の整備費

(補助金の額)

第5条 市補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に10分の1を乗じて得た

額以内の額とし、1,000 円未満の端数は、切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第 6 条 条例第 9 条の規定による申請は、補助金の交付を受けようとする年度の 10 月 31 日までに、京都市バス利用促進等総合対策事業費補助金交付申請書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）によって行うものとする。

- 2 申請者は、事業実施予定年度の前年度の 6 月 30 日までに、事業の概要書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第 7 条 条例第 12 条第 1 項の規定による決定の通知は、京都市バス利用促進等総合対策事業費補助金交付決定通知書（第 2 号様式）によって行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定により申請者に市補助金の交付の決定を通知する場合において、必要があると認めたときは、条件を付するものとする。

（補助事業の計画変更の申請）

第 8 条 条例第 12 条第 1 項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定に係る補助対象事業（以下「補助事業」という。）の計画を変更しようとするときは、次項に掲げる軽微な変更を除き、あらかじめ京都市バス利用促進等総合対策事業費補助事業計画変更承認申請書（第 3 号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の軽微な変更とは、補助事業の目的及び主な内容の変更以外の変更であって、市補助金の額に変更を生じないもの又は変更を生じる市補助金の額が交付予定額（交付予定額を変更したときは、当該変更後の額）の 20 パーセント以内であるものをいう。
- 3 市長は、同条第 1 項の規定により補助事業の計画変更を承認したときは、市補助金の額に変更を生じる場合は京都市バス利用促進等総合対策事業費補助金変更交付決定通知書（第 4 号様式）により、市補助金の額に変更を生じない場合は京都市バス利用促進等総合対策事業費補助事業計画変更承認通知書（第 5 号様式）により、その旨を補助事業者へ通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により補助事業者へ補助事業の計画変更の承認を通知する場合において、必要と認めたときは、これに条件を付するものとする。

（補助事業の中止又は廃止の承認申請）

第 9 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ京都市バス利用促進等総合対策事業費補助事業中止（廃止）承認申請書（第 6 号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により補助事業の中止又は廃止を承認したときは、京都市バス利

用促進等総合対策事業費補助事業中止（廃止）承認通知書（第 7 号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を通知する場合において、必要と認めたときは、これに条件を付するものとする。

（状況報告）

第 10 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないことが明らかになったとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに京都市バス利用促進等総合対策事業費補助事業遂行状況報告書（第 8 号様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第 11 条 条例第 18 条第 1 項の規定による実績の報告は、京都市バス利用促進等総合対策事業費補助事業実績報告書（第 9 号様式。以下「実績報告書」という。）により、行うものとする。

（補助金の額の確定通知）

第 12 条 条例第 19 条の規定による補助金の額の確定通知は、京都市バス利用促進等総合対策事業費補助金確定通知書（第 10 号様式）により、行うものとする。

- 2 交付する市補助金の額は、次の各号に掲げる金額のうち、いずれか少ない額とする。

- (1) 補助事業の実施に要した補助対象経費の実績額のうち、前条に規定する検査において適正であると認めた額に 10 分の 1 を乗じて得た額

- (2) 市補助金の交付予定額

（補助金の請求）

第 13 条 補助事業者は、前条第 1 項の規定による市補助金の交付の額の確定通知を受けたときは、京都市バス利用促進等総合対策事業費補助金請求書（第 11 号様式）を市長に提出しなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第 14 条 補助事業者は、市補助金で取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 条例第 26 条第 1 項第 3 号に規定する特に必要があると認めるものは、50 万円以上の取得財産等とする。

- 3 補助事業者は、前項の処分（以下「取得財産等の処分」という。）をしようとするときは、あらかじめ京都市バス利用促進等総合対策事業費補助事業取得財産等処分承認申請

書（第 12 号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 4 補助事業者が前項の規定による市長の承認を受けて取得財産等の処分をした場合において、補助事業者が収入が生じたときは、市長は、交付した市補助金の範囲内において、当該補助事業者の収入の全部又は一部を市に納付させるものとする。

（補助金の交付の決定の取消し）

第 15 条 市長は、条例第 22 条第 1 項各号に掲げるもののほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、市補助金の全部又は一部について、交付の決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 府補助金の交付を受けなかったとき、又は当該補助金の全部若しくは一部について交付の決定を取り消されたとき。
- (2) 第 12 条に規定する検査において、補助事業の全部又は一部が市補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないとき。
- (3) 取得財産等が、第 4 条に規定する補助対象経費の要件を失したとき。
- (4) 第 15 条第 2 項の規定に反し、市長の承認を得ずに取得財産等の処分をしたとき。
- (5) その他この要綱の規定に違反したとき。

（提出場所）

第 16 条 この要綱に定める市補助金の申請書その他の書類は、京都市都市計画局歩くまち京都推進室に提出するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 12 年 3 月 15 日から実施する。

（適用区分）

- 2 この要綱は、平成 11 年度の市補助金から適用する。

（経過措置）

- 3 平成 11 年度の市補助金については、第 6 条の規定は適用しないものとする。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 25 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 15 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 27 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

（あて先）京都市長

所 在 地

申請者名

代表者名

年度京都市バス利用促進等総合対策事業費補助金交付申請書

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により，下記のとおり，年度京都市バス利用促進等総合対策事業費補助金の交付を申請します。

記

1 補助対象事業の内容

事業実施の背景，必要性，目的及び予定する実施効果等について記述するとともに，整備項目ごとに整備内容の概略を記載する。また，整備地域，営業所，区間，整備箇所数及び車両数等を明記すること。必要に応じ，表形式を用いる。

2 経費の配分（別紙のとおり）

3 補助金交付申請額 金 円

4 補助対象事業の着手（予定）日及び完了予定期日

事業着手（予定）年月日 年 月 日

事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

（1）申請者の営む主な事業及びその内容

（2）申請者の資産及び負債に関する事項

（3）補助対象事業に関する収支予算書

（4）国庫補助金及び府補助金の交付決定通知書の写し

（提出することが困難であるときは，その旨及びこれらを受領した日から遅滞なく提出する旨を記した書面）

（5）生活交通ネットワーク計画又は生活交通改善事業計画の写し

（6）その他市長が必要と認める書類

(様式第 1 号 別紙)

経費の配分

(単位：円)

項目名	補助対象 経費及び 総事業費	経費配分額	経 費 使 用 明 細				
			細 目	件 数	単 価	使用額	摘 要
	補助対象経費						
	総事業費						
	補助対象経費						
	総事業費						
	補助対象経費						
	総事業費						
合 計	補助対象経費	ア					
	総事業費						

補助金交付申請額の算定

ア	千円 × 1 / 1 0 =	千円
---	----------------	----

注 1 記入要領は以下のとおり。

- ①「項目名」欄は、営業所等ごとに項目を区分して記載すること。
- ②「補助対象経費」とは、京都市バス利用促進等総合対策事業費補助金交付要綱第 4 条に規定する経費をいう。
- ③「総事業費」とは、当該営業所等における補助対象経費とならない経費を含む整備費の総額をいう。
- ④「経費使用明細」欄には、①の整備費を細分化した経費を記載すること。
- ⑤「摘要」欄には、補助対象経費の算出の根拠となる計算式等を記載すること。

注 2 添付資料

「経費使用明細」欄の記載事項の根拠となる見積書、仕様書等を添付すること。

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

様

京 都 市 長

年度京都市バス利用促進等総合対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度京都市バス利用促進等総合対策事業費補助金について下記のとおり条件を付けて交付することを決定したので、京都市補助金等の交付等に関する条例第12条第1項の規定に基づき、通知する。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助対象経費 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付予定額 | 金 | 円 |
| 3 | 条件 | | |

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先）京都市長

所 在 地

補助事業者名

代 表 者 名

年度京都市バス利用促進等総合対策事業費補助事業計画変更承認申請書

年 月 日付けで交付決定のあった 年度京都市バス利用促進等総合対策事業費補助金に係る補助事業について、下記のとおり計画を変更したいので、京都市バス利用促進等総合対策事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、申請します。

記

1 変更事項及びその内容

2 変更する理由

3 経費の配分（別紙のとおり）

4 補助金交付予定額 金 円

5 変更後の補助金交付申請額 金 円

6 その他必要な書類

(様式第3号 別紙)

経費の配分

(単位：円)

項目名	補助対象 経費及び 総事業費	経費配分額	経 費 使 用 明 細				
			細 目	件 数	単 価	使用額	摘 要
()	補助対象経費	()	()	()	()	()	
	総事業費	()	()	()	()	()	
()	補助対象経費	()	()	()	()	()	
	総事業費	()	()	()	()	()	
()	補助対象経費	()	()	()	()	()	
	総事業費	()	()	()	()	()	
合 計	補助対象経費	() ア					
	総事業費	()					

注 変更前を上段の()書き、変更後を下段に記載すること。

変更後の補助金交付申請額の算定

ア	千円×1／10	=	千円
---	---------	---	----

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

様

京 都 市 長

年度京都市バス利用促進等総合対策事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度京都市バス利用促進等総合対策事業費補助金に係る補助事業の計画変更承認申請について、下記のとおり条件を付けて承認し、補助金の交付額を変更することを決定したので、京都市バス利用促進等総合対策事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定に基づき、通知する。

記

- | | | | |
|---|--------------|---|---|
| 1 | 変更前の補助対象経費 | 金 | 円 |
| 2 | 変更後の補助対象経費 | 金 | 円 |
| 3 | 変更前の補助金交付予定額 | 金 | 円 |
| 4 | 変更後の補助金交付予定額 | 金 | 円 |
| 5 | 条件 | | |

第 5 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

様

京 都 市 長

年度京都市バス利用促進等総合対策事業費補助事業計画変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度京都市バス利用促進等総合対策事業費補助金に係る補助事業の計画変更承認申請について、下記の条件を付けて承認するので、京都市バス利用促進等総合対策事業費補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定に基づき、通知する。

記

条件

第 6 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

（あて先）京都市長

所 在 地

補助事業者名

代 表 者 名

年度京都市バス利用促進等総合対策事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付けで交付決定のあった 年度京都市バス利用促進等総合対策事業費補助金に係る補助事業について、下記の理由により同事業を {中止・廃止} したいので、京都市バス利用促進等総合対策事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、申請します。

記

1 補助事業を中止（廃止）する理由

2 中止予定期間 年 月 日から 年 月 日まで
（廃止予定年月日 年 月 日）

3 その他必要な書類

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

様

京 都 市 長

年度京都市バス利用促進等総合対策事業費補助事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度京都市バス利用促進等総合対策事業費補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請について、下記の条件を付けて承認するので、京都市バス利用促進等総合対策事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、通知する。

記

条件

第 8 号様式（第10条関係）

年 月 日

（あて先）京都市長

所 在 地

補助事業者名

代 表 者 名

年度京都市バス利用促進等総合対策事業費補助事業遂行状況報告書

年 月 日付けで交付決定のあった 年度京都市バス利用促進等総合対策事業費補助金に係る補助事業について、京都市バス利用促進等総合対策事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり遂行状況を報告します。

記

1 補助事業の状況

☐ 補助事業が予定の期間内に完了しない

☐ 補助事業の遂行が困難

2 補助事業の執行率

3 1 に至った理由

4 今後の見通しと対処方針（変更後の事業計画）

5 その他必要な書類

（変更工程及び年度別事業内容（費用）を記載した図書等）

第 9 号様式（第11条関係）

年 月 日

（あて先）京都市長

所 在 地

補助事業者名

代 表 者 名

年度京都市バス利用促進等総合対策事業費補助事業実績報告書

年 月 日付で交付決定のあった 年度京都市バス利用促進等総合対策事業費補助金に係る補助事業について、京都市補助金等の交付等に関する条例第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

1 補助事業に要した経費（別紙のとおり）

2 完了（廃止）した補助事業の概要

（整備実績（整備地域・営業所，区間，整備箇所数，車両数等）の概略を記載する。）

3 補助事業完了（廃止）年月日 年 月 日

4 その他必要な書類

（その他完了（廃止）した事業の内容を確認するに足りる書類（写真等）を添付する。）

(様式第9号 別紙)

補助事業に要した経費

(単位：円)

項目名	補助対象 経費及び 総事業費	経費配分額	経 費 使 用 明 細				
			細 目	件 数	単 価	使用額	摘 要
	補助対象経費						
	総事業費						
	補助対象経費						
	総事業費						
	補助対象経費						
	総事業費						
合 計	補助対象経費						
	総事業費						

経費の内訳

(単位：円)

	補 助 対 象 経 費	総 事 業 費
市 補 助 金		
府 補 助 金		
国 庫 補 助 金		
自 己 資 金		
そ の 他		
計		

第10号様式（第13条関係）

年 月 日

様

京 都 市 長

年度京都市バス利用促進等総合対策事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度京都市バス利用促進等総合対策事業費補助金に係る補助事業について、下記のとおり補助金の交付額を確定したので、京都市補助金等の交付等に関する条例第19条の規定に基づき、通知する。

記

1	補助金交付予定額	金	円
2	適正実績額×1/10	金	円
3	確定補助金交付額	金	円

年 月 日

年度京都市バス利用促進等総合対策事業費補助金請求書

年 月 日付で交付額の確定通知のあった 年度京都市バス利用促進等総合対策事業費補助金を，京都市バス利用促進等総合対策事業費補助金交付要綱第14条の規定に基づき，下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

（あて先）京都市長

請求者住所

請求者氏名（代表者）

振込先金融機関名	銀行
	支店
預 金 種 目	
口 座 番 号	
（ カ タ カ ナ ）	
口 座 名 義	

第12号様式（第15条関係）

年 月 日

（あて先）京都市長

所 在 地

補助事業者名

代 表 者 名

年度京都市バス利用促進等総合対策事業費補助事業取得財産等処分承認申請書

年度京都市バス利用促進等総合対策事業費補助金の交付を受けた補助事業に係る取得財産等を下記により処分したいので、京都市バス利用促進等総合対策事業費補助金交付要綱第15条第3項の規定に基づき、申請します。

記

- 1 取得財産等の明細
- 2 処分の理由
- 3 その他必要な書類